

島交企甲第2175号
島交指甲第615号
令和3年11月22日

関係所属長 殿

保存期間	5年
------	----

島根県警察本部長

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令等の施行に伴う安全運転管理者業務の拡充について（通達）

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和3年内閣府令第68号、以下「改正府令」という。（別添1））は、本年11月10日に公布され、目視等により運転者の酒気帯びの有無について確認を行うこと等の規定については、改正府令第1条の規定により令和4年4月1日から、アルコール検知器の使用に係る規定については、改正府令第2条の規定により同年10月1日からそれぞれ施行されることとなった。併せて、本年11月10日に公布された「道路交通法施行規則第9条の10第6号の規定に基づき、国家公安委員会が定めるアルコール検知器を定める件」（以下「告示」という。（別添2））についても、令和4年10月1日から施行されることとなった。

これら改正府令と告示の趣旨、内容及び留意事項については下記のとおりであるので、改正府令等が円滑かつ適切に施行されるよう配意されたい。

なお、以下この通達において「府令」とは、改正府令による改正後の道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）をいうものとする。

記

第1 趣旨

これまで、安全運転管理者に対しては、運転前において運転者が飲酒により正常な運転をすることができないおそれがあるかどうかを確認すること等が義務付けられていたものの、運行管理者（道路運送法（昭和26年法律第183号）第23条第1項及び貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第18条第1項に定める運行管理者をいう。）と異なり、運転後において酒気帯びの有無を確認することやその確認内容を記録することは義務付けられておらず、また、確認方法についても具体的には定められていなかった。

本年6月28日に千葉県八街市で発生した交通死亡事故を受け、同年8月4日に決定された「通学路等における交通安全の確保及び飲酒運転の根絶に係る緊急対策」において、「自動車を一定数以上保有する使用者に義務付けられている安全運転管理者等の未選任事業所の一掃を図るとともに、乗車前後におけるアルコール検知器を活用した酒気帯びの有無の確認の促進等安全運転管理者業務の内容の充実を図る」こととされた。

これらのことを踏まえ、今般、道路交通法施行規則の一部を改正し、安全運転

管理者の行うべき業務として、アルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認等を新たに設けることとしたものである。

第2 内容

1 道路交通法施行規則の一部改正

安全運転管理者の業務として次の業務を新たに定めることとした。(府令第9条の10関係)

(1) 酒気帯びの有無の確認及び記録の保存(令和4年4月1日施行)

ア 運転前後の運転者に対し、当該運転者の状態を目視等で確認することにより、当該運転者の酒気帯びの有無を確認すること。(第6号)

イ アの確認の内容を記録し、当該記録を1年間保存すること。(第7号)

(2) アルコール検知器の使用等(令和4年10月1日施行)

ア (1)アの確認を、国家公安委員会が定めるアルコール検知器を用いて行うこと。(第6号)

イ アルコール検知器を常時有効に保持すること。(第7号)

2 道路交通法施行規則第9条の10第6号の規定に基づき、国家公安委員会が定めるアルコール検知器を定める国家公安委員会告示

1(2)アの国家公安委員会が定めるアルコール検知器は、呼気中のアルコールを検知し、その有無又はその濃度を警告音、警告灯、数値等により示す機能を有するものとする事とした。

第3 留意事項

1 運転前後の運転者に対する酒気帯びの有無の確認

(1) 業務の開始前後の運転者に対する確認

府令第9条の10第6号に定める「運転しようとする運転者及び運転を終了した運転者」における「運転」とは、一連の業務としての運転をいうことから、同号に定める酒気帯びの有無の確認(以下「酒気帯び確認」という。)は、必ずしも個々の運転の直前又は直後にその都度行わなければならないものではなく、運転を含む業務の開始前や出勤時及び業務の終了後や退勤時に行うことで足りる。

(2) 目視、アルコール検知器等による酒気帯び確認の方法

「目視等で確認」とは、運転者の顔色、呼気の臭い、応答の声の調子等で確認することをいう。

運転者の酒気帯び確認の方法は対面が原則であるが、直行直帰の場合など対面での確認が困難な場合には、これに準ずる適宜の方法で実施すればよく、例えば、運転者に携帯型アルコール検知器を携行させるなどした上で、

○ カメラ、モニター等によって、安全運転管理者が運転者の顔色、応答の声の調子等とともに、アルコール検知器による測定結果を確認する

○ 携帯電話、業務無線その他の運転者と直接対話できる方法によって、安全運転管理者が運転者の応答の声の調子等を確認するとともに、アル

コール検知器による測定結果を報告させる

などの対面による確認と同視できるような方法が含まれる。

(3) アルコール検知器の性能等

アルコール検知器については、酒気帯びの有無を音、色、数値等により確認できるものであれば足り、特段の性能上の要件は問わないものとする。

また、アルコール検知器は、アルコールを検知して、原動機が始動できないようにする機能を有するものを含む。

(4) 他の自動車の使用の本拠における確認

同一の自動車の使用者が他の自動車の使用の本拠において安全運転管理者を選任しており、当該他の自動車の使用の本拠となる事業所（以下「他の事業所」という。）において運転者が運転を開始し、又は終了する場合には、他の事業所の安全運転管理者の立会いの下、運転者に他の事業所の安全運転管理者が有効に保持するアルコール検知器を使用させ、測定結果を電話その他の運転者と直接対話できる方法で、所属する事業所の安全運転管理者に報告させたときは、酒気帯び確認を行ったものとして取り扱うことができる。

(5) 安全運転管理者以外の者による確認

安全運転管理者の不在時など、安全運転管理者による確認が困難である場合には、安全運転管理者が、副安全運転管理者又は安全運転管理者の業務を補助する者に、酒気帯び確認を行わせることは差し支えない。

2 酒気帯び確認の内容の記録について

酒気帯び確認を行った場合は、次の事項について記録すること。

なお、(5)ア以外の事項の記録は令和4年4月1日から、(5)アの事項の記録は同年10月1日からそれぞれ行うこと。

(1) 確認者名

(2) 運転者

(3) 運転者の業務に係る自動車の自動車登録番号、識別できる記号、番号等

(4) 確認日時

(5) 確認方法

ア アルコール検知器の使用の有無

イ 対面でない場合は具体的方法

(6) 酒気帯びの有無

(7) 指示事項

(8) その他必要な事項

3 アルコール検知器を常時有効に保持することについて

「常時有効に保持」とは、正常に作動し、故障がない状態で保持しておくことをいう。このため、アルコール検知器の制作者が定めた取扱説明書に基づき、適切に使用し、管理し、及び保守するとともに、定期的に故障の有無を確認し、故障していないものを使用しなければならない。

4 アルコール検知器の使用に関する事業者への働きかけ

改政府令中のアルコール検知器の使用に係る規程の施行日は令和4年10月1日であるが、より多くの事業所において早期にアルコール検知器を用いた酒気帯び確認が行われることとなるよう、施行日前においても、安全運転管理者設置事業所に対する交通安全講習などのあらゆる機会を通じて、事業者に対し、アルコール検知器を用いた酒気帯び確認の積極的な実施を促すこと。

5 違反行為の検挙を契機とした安全運転管理者の選任の有無の確認等

業務中の飲酒運転等を検挙した場合には、その背後責任について徹底した捜査を行い、安全運転管理者の選任の有無やその業務の実施状況について確認を行うこと。

その際、安全運転管理者等に対して飲酒運転の防止を図るための措置の実施状況について報告を求めるなど、飲酒運転の根絶に向けた事業者による積極的な取組を促すための措置を講ずること。